

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 21日現在

機関番号：32802

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21730647

研究課題名（和文） 学校事故裁判変遷から見る保護者・裁判所の学校観の変化と教員の危機意識に関する研究

研究課題名（英文） A Study of Judicial Trends Concerning Accidents at Schools And Risk Awareness Among Teachers

研究代表者

黒川 雅子（MASAKO KUROKAWA）

東京女学館大学・国際教養学部・准教授

研究者番号：90339482

研究成果の概要（和文）：公立学校における学校事故に関して、（1）2001年度から2010年度までの裁判例の動向分析と、（2）教員の危機意識調査という2領域における研究の結果、主に以下の3点が明らかとなった。第一に、学校事故に起因する裁判数は増加傾向にある。第二に、小学校では休憩時間、中学校・高等学校では部活動における事故発生率が高く、それらは裁判という形で解決が図られる傾向が見られる。第三に、事故の対応力を磨くために多くの教員が校内研修の必要性を感じている。

研究成果の概要（英文）：In order to investigate accidents in public schools this study focused on two areas: (1) trend analysis for judicial precedents for the period 2001 to 2010 and (2) a study of risk awareness among teachers. As a result, three main themes were identified. Firstly, the number of court cases involving school accidents is increasing. Secondly, the incidence of accidents is high during recess at elementary schools in high and during school club activities at junior high schools and high schools. Most of these incidents are resolved in court. Finally, many teachers feel the need for in-service training in order to enhance their capability to handle such accidents.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	0	0	0
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：危機意識、学校事故、学校観、教育裁判

1. 研究開始当初の背景

家庭、学校、地域社会の連携が強調されてすでに久しい。これは、確固たる「絆」で結ばれている三者の連携という意図ではなく、希薄化しつつある三者の「絆」を取り戻すためのスローガンであったといえる。教育改革のキーワードの一つである「説明責任（アカウンタビリティ）」をとってみても、学校や

教育委員会が、保護者や地域社会からの信頼を取り戻す一つの手法としてその重要性が強調されている。

これら三者が信頼で結ばれているとしたならば、仮に学校と保護者や地域社会が衝突するようなことがあったとしても、話し合いを中心とするインフォーマルな対応の中で、解決に導くことが可能であった。しかし、現

在では、「モンスターペアレント」の存在が社会問題となるように、学校は、保護者との関係に緊張感を持って敏感に反応せざるを得ない状況にある。近年の三者の関係は、質的に異なるものへと変化しつつあり、教育紛争が発生した場合、法廷というフォーマルな場所に持ち込まれ、その責任の所在を明確化しようとする動きが加速している。いわゆる「法化現象」の進展であり、これまで信頼という「情」により解決を図られてきた問題が、法を媒介とした解決方法へと移行しつつある。特に学校事故に関しては、被害児童・生徒もしくは保護者が、損害賠償を求めて裁判所に提訴する件数が年々増加しているといわれている。

こうしたなか、学校事故を予防し、かつ事故発生後被害を最小に止めるためには、組織的危機管理体制の確立はもとより、教員の学校事故に対する危機意識を高めておくことが重要となる。しかしながら、学校事故裁判の動向を理解し、その意識向上に努めている教員が多いとはいえない。

2. 研究の目的

本研究は、教育学と法学の学際的視点から学校事故裁判を体系的に整理しようとする試みである。学校事故を理論的側面、及び実践的側面の双方から検討しようとする点に学術的特色が存在している。教員の学校事故をめぐる危機意識調査分析と、戦後の学校事故裁判の流れを体系的に把握することを通じて、学校事故に対する教員研修プログラムの改良に活用できる基礎的な資料を提示することを最終的な目的としている。

3. 研究の方法

(1) 学校事故裁判に関する動向分析

学校事故に関する代表的な先行研究は、三つの領域に大別することができる。第一に、判例研究である。学校事故裁判に関する国内の研究動向は、法学の見地から判例解釈を中心として、一つひとつの裁判例を読み取るという手法を用いた研究が数多く蓄積されている。第二に、学校事故の防止を目的とした学校施設の改善策等、学校安全の視点からアプローチする研究である。第三に、危機管理対策に関する組織マネジメントの観点による研究である。

このような方法による研究が蓄積されているなか、学校事故判例を一つの流れとしてその動向を捉えようとした研究は少ない。この点、坂田仰日本女子大学教授は、1971(昭和46)年度から2000(平成12)年度までの学校事故判例に焦点を当て、法化現象の進展と裁判例の動向に関して分析している(坂田仰「教育紛争解決制度の一断面—法化現象の進展と裁判例の動向—」日本教育制度学会第

11回大会、2003年)。その結果、第一に1980(昭和55)年以降における裁判数の増加が顕著であること、第二に第一審判決において学校側が敗訴する裁判数が増加の一途をたどっていること、第三に学校・教員の責任の範囲が拡大しつつあること、第四に損害賠償の高額化が見受けられることを指摘している。

そこで、本研究は、まず、坂田教授の研究を基礎として、特に、2001(平成13)年度から2012(平成22)年度における国公立学校の学校事故に注目し、学校事故に起因する裁判の量的変化について考察する。研究方法としては、第一法規株式会社、株式会社TKC、ウエストロー・ジャパン株式会社3社の判例データベースにより、研究対象年度中における学校事故に起因した教育裁判を抽出して行う。

なお、学校事故裁判の動向を見るにあたっては、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の状況を合わせて検討する。学校事故裁判の動向、及び災害共済給付制度についての先行研究は、それぞれの領域における視点において進められているものが多く、これら二つの領域をリンクさせて学校事故を捉えようとする研究は未だ少ない。それ故に、これら二つの研究領域をリンクさせ、学校事故裁判の動向と災害共済給付の状況に見る校種別特徴の把握を試みる。

(2) 教育委員会へのインタビュー調査の実施・調査結果分析

教員の学校事故をめぐる危機意識に関する本調査に向けた準備として位置づける。第一に、複数の教育委員会において、教員の研修プログラムに「学校事故」をどの程度盛り込んでいるか等、学校事故に対する危機管理意識を向上させるための取組状況についてインタビュー調査を実施することとする。インタビュー調査は関係者に調査の意義や目的を説明し、理解を得られるように配慮をしながら実施していく。

(3) 教員の学校事故をめぐる危機意識に関する調査の実施・調査結果分析

教員を対象とした学校事故をめぐる危機意識に関する本調査(質問紙形式)を実施する。

4. 研究成果

(1) 2001(平成13)年度から2010(平成22)年度における裁判例の動向分析—災害共済給付状況を中心に—

2001(平成13)年度から2010(平成22)年度の10年間では、学校事故に起因した第一審裁判数は92件であり、2000(平成12)年度までの坂田教授の分析による裁判数と比較すると増加傾向にあることがわかった。判決結果を見ると、学校側が敗訴した事案が56件、学校側が勝訴した事案が36件であり、

学校側が敗訴する裁判数が60.9%に及んでいる。裁判数を校種別に見ると、小学校34件、中学校30件、高等学校28件となっており、データベースに取り上げられる事案は、小学校における学校事故に起因する裁判例が最も多いことがわかる。判決結果については、すべての校種に共通して、学校側が敗訴した事案の方が多くなっていた。

図1 学校事故に起因する裁判数（第一審）の推移

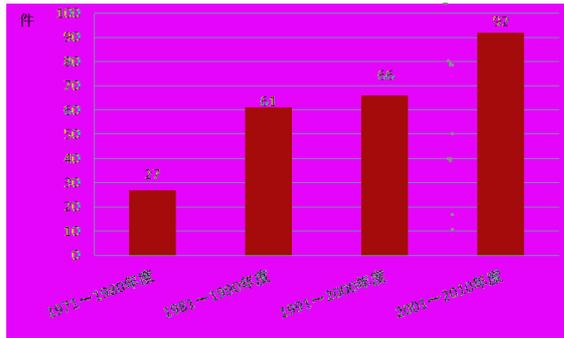
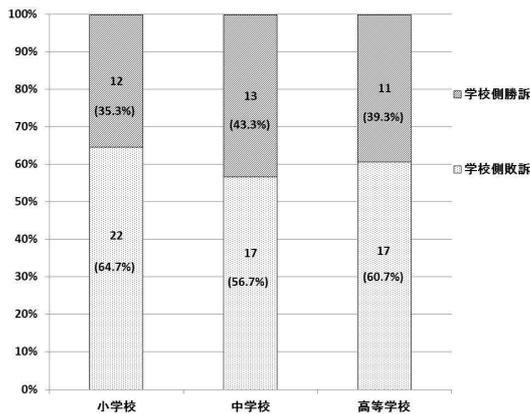


図2 校種別判決結果



これら第一審の裁判を事案内容別にその割合を見ていくと、高等学校においては、部活動中に発生した事故が全体の53.6%と非常に多くなっている。次いで、授業中に発生した事故が21.4%、いじめに関わる事故が10.7%、体罰に関する事故が7.1%、その他7.1%と続く。

中学校については、いじめに関わる事故が40%と、他校種に比べて突出して多い。次いで、部活動中に発生した事故が30%と、この二つで70%を占めることになる。これに、休憩時間中に発生した事故が16.7%、授業中に発生した事故が10.0%、その他3.3%と続いている。

小学校においては、授業中に発生した事故が41.2%と多い。次に、休憩時間中に発生した事故が23.5%、体罰に関わる事故が20.6%、いじめに関わる事故が14.7%と続く結果とな

った。小学校における特徴としては、第一に、休憩時間中に発生した事故の割合が多いということである。中学校では16.7%、高等学校では0%であり、校種が低いほどその割合が多くなっていた。また、第二に、体罰に関わる事故の割合が他の校種に比べて非常に多いことが特徴である。

図3 事案内容別裁判数の割合



他方、災害共済給付の状況について検討すると、学校事故の発生率は中学校が最も高いが、医療費の平均給付額の結果から学校事故によって重度の負傷を負う可能性は高校生の方が高いことが明らかとなった。

また、学校事故に起因して裁判となった事案と、災害共済給付が行われる事故との関連性の視点による分析の結果から、裁判となった事案と、重度の負傷を負う学校事故発生の可能性が特に高い場面を照らすと、校種ごとにその場面が一致することが明らかとなった。

小学校については、特に休憩時間中に学校側の配慮が必要といえることが明らかとなった。これについては、偶発的な学校事故の発生の未然防止により努める必要性というより、休憩時間中における体育館の開放、校庭の開放等、休憩時間中における学校側の管理の徹底が、より重要となるものといえる。中学校、高等学校については、課外活動のうち主に「部活動」における事故の発生率が高く、またそれらは、裁判で問題の解決が図られることになる可能性も高いことが明らかとなった。

(2) 学校事故に対するアンケート調査結果

① 調査の概要

調査方法：郵送質問紙形式

調査対象：公立小学校3校、公立中学校9校、公立高等学校3校 計15校における教員調査

配布：平成24年11月～12月にかけて、各学校長を經由して調査票を配布した。

回収：平成 24 年 12 月～平成 25 年 3 月の間に、教員各自が返信用個人封筒に回答したアンケートを入れ、各校の学校長を経由して回収した。

回答者数：433 人（教職経験年数は、1～3 年未満が 15.2%、3～5 年未満が 8.4%、5～10 年未満が 12.2%、10～20 年未満が 15.5%、20 年以上が 48.7%）

②調査結果

目の前で学校事故が発生した回数については、「1 回」が 12.9%、「2 回」が 7.7%、「3 回」が 8.6%、「4 回」が 1.7%、「5 回」が 4.8%、「6～10 回」が 14.1%、「11～20 回」が 3.6%、「20 回以上」が 12.5%、「0 回」が 34.1%であった。目の前で学校事故が発生する経験をしたことがない教員が約 3 割を占め、最も多い結果となった。次いで多いのが、「6～10 回」、「20 回以上」という比較的多い回数となっている。

また、学校事故を目撃はしなかったが、事故現場にいた児童・生徒や他の教職員から呼ばれて負傷した児童・生徒の事故後の対応を直接行った（手伝った）ことがある回数は、「1 回」が 10.3%、「2 回」が 9.6%、「3 回」が 6.5%、「4 回」が 1.9%、「5 回」が 4.8%、「6～10 回」が 12.0%、「11～20 回」が 7.4%、「20 回以上」が 18.2%、「0 回」が 29.3%であった。事故後の対応についても手伝った経験がない教員が 29.3%と最も多くなっていた。しかし、次いで多い回答が「20 回以上」で 18.2%であり、6 回以上事故対応をした経験がある教員は、37.6%に及ぶ結果となっている。

目の前で学校事故が発生した、および学校事故後の応を手伝ったことがあると回答した教員(332 人)に対し、その学校事故の態様について調査したところ（複数回答可）、「児童・生徒間の事故」が 69.9%、「児童・生徒と教職員間の事故」が 13%、「児童・生徒と教職員以外間(学校ボランティア等)の事故」が 1.5%、「児童・生徒の自損事故」が 69.3%、「学校施設に起因する事故」が 16.6%、「その他」が 3.6%となっている。学校事故は、児童・生徒間、及び児童・生徒の自損事故が非常に多いといえる。また、学校事故が発生した時間帯については、「始業前」が 17.2%、「授業時間中」が 49.4%、「自習時間中」が 6.3%、「休み時間中」が 58.4%、「放課後」が 26.8%、「部活動中」が 58.1%、「登下校中」が 21.4%、「校外活動時」が 16.6%、「その他」が 6.3%であった。休み時間中、部活動中、授業時間中に学校事故が発生する頻度が高い。

図 4 学校事故の態様 (MA)

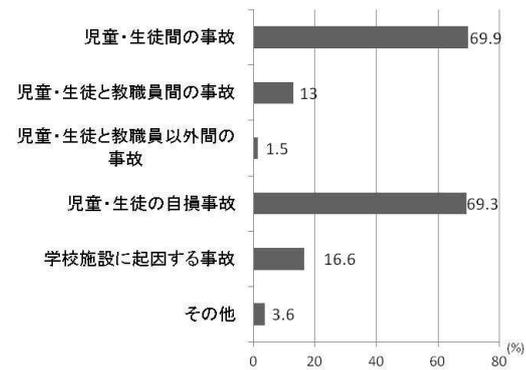
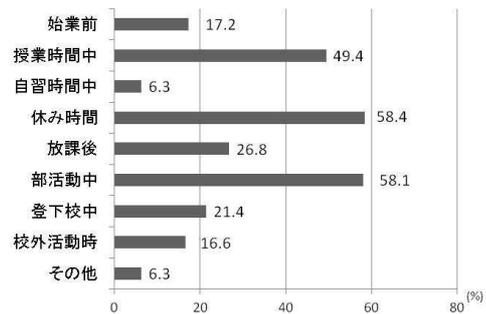


図 5 学校事故の発生時間帯 (MA)



他方、学校事故の対応に関連して、学校保健法が学校保健安全法へと改正され、2009（平成 21）年度から施行されていることを知っているかについて調査したところ、「知っていた」教員は 42.0%、「知らなかった」教員は、58.0%と、「知らなかった」教員の方が多かった。

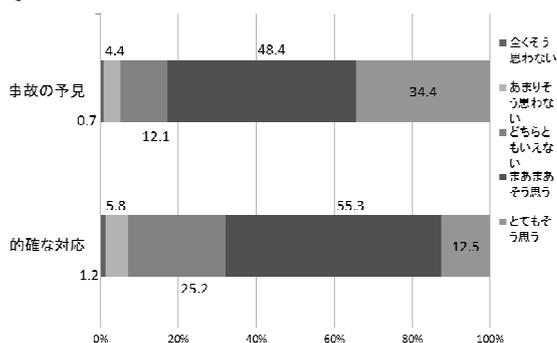
学校に危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）が整備されていることについては、「知っていた」教員は 84.5%、「知らない」教員は 15.5%という結果となっている。学校保健安全法の施行に伴い、学校には、危険等発生時対処要領の整備が必須となっているが、その存在すら理解出来ない教員が一定数存在することが明らかとなっている。さらに、学校に整備されている危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）を読んだことがあるかについては、「読んだことがある」教員が 68.6%、「読んだことがない」教員が 31.4%であった。整備されていることは知っていても読んだことはない教員が一定数存在していることが分かる。また、「読んだことがない」教員が 3 割を超える結果となった。

具体的な学校事故の対応に関する意識に関し、授業中、部活動中、遠足中など様々な教育活動の場面において、その活動中に発生可能性があると考えられる事故を、常に具体的に予想して指導にあたっているかについては、「とてもそう思う」が 34.3%、「まあま

あそう思う」が 48.4%、「どちらともいえない」が 12.1%、「あまりそう思わない」が 4.4%、「全くそう思わない」が 0.7%であった。「とてもそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると 83.7%と 8 割を超える教員は、常に具体的に事故の発生可能性を予見した上で指導にあたっている。

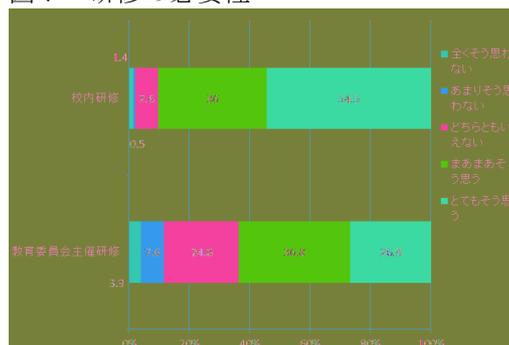
その一方、学校事故が発生した場合、的確な対応をとることができるかについては、「とてもそう思う」が 12.5%、「まあまあそう思う」が 55.3%、「どちらともいえない」が 25.2%、「あまりそう思わない」が 5.8%、「全くそう思わない」が 1.2%となった。事故の発生可能性の予見の意識と比較すると、的確な対応がとれるかについての意識は、「どちらともいえない」のポイントが2倍以上となっている。危機管理マニュアルを読んだことがない教員もいたことを踏まえて考えると、事故後の対応については、事故の発生可能性の予見に比較して自信がないという教員が多い。

図 6 学校事故の予見と的確な対応について



学校事故の動向や教員が配慮すべき事項等を学ぶ研修の必要性については、校内研修での実施の必要性に関する教員の意識は、「とてもそう思う」が 54.5%、「まあまあそう思う」が 36.0%、「どちらともいえない」が 7.6%、「あまりそう思わない」が 0.5%、「全くそう思わない」が 1.4%となっている。一方、教育委員会主催での研修での実施の必要性に関する教員の意識は、「とてもそう思う」が 26.9%、「まあまあそう思う」が 36.8%、「どちらともいえない」が 24.8%、「あまりそう思わない」が 7.6%、「全くそう思わない」が 3.9%であった。校内研修の必要性を「とてもそう思う」と回答した教員が半数を超え 54.5%となっている。一方、教育委員会主催の研修の必要性について「とてもそう思う」と回答した教員は 26.9%にとどまっており、校内研修での実施を望む教員が多い。

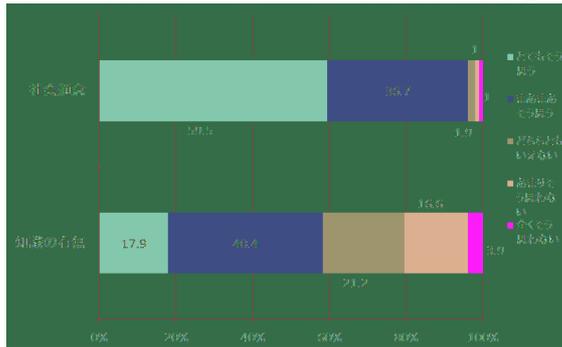
図 7 研修の必要性



さらに、中学校教員のうち、運動部の顧問経験があると回答した教員(116名)に対し、体育教員でなくても運動部の顧問教員ならば、運動生理学等の専門的な知識(例えば、熱中症に罹患した児童・生徒の対処法などに関する専門的知識)を有していることが社会通念条求められると思うかについて調査したところ、「とてもそう思う」が 59.5%、「まあまあそう思う」が 36.7%、「どちらともいえない」が 1.9%、「あまりそう思わない」・「全くそう思わない」がそれぞれ 1%となった。運動部の顧問教員であれば、教科に関係なく体育教員でなくとも、事故に対応できるような運動生理学等の専門的な知識を持っていることが社会通念上求められると思っている教員が 96.2%に及んでいる。

ただし、運動部の顧問教員として、運動生理学等の専門的な知識(例えば、熱中症に罹患した児童・生徒の対処法などに関する専門的知識)を持っているかについての自己認識については、「とてもそう思う」が 17.9%、「まあまあそう思う」が 40.4%、「どちらともいえない」が 21.2%、「あまりそう思わない」が 16.6%、「全くそう思わない」が 3.9%となっている。社会通念上、運動部の顧問教員であれば、運動生理学等の専門的知識を教員が有していることが求められるかについては、96.2%の教員が求められると思っている一方で、実際に、自分にその専門的知識があるかと問われると、どちらともいえない、知識を有しているとは思っていないと専門的知識の有無については自信があまりないとする教員が 41.7%にのぼった。

図8 専門的知識の有無に対する社会通念



運動部の顧問教員として、部長生徒等と部活動の練習内容を確認する頻度を聞いたところ、「毎回の部活動前」が59.7%、「1週間分まとめて週のはじめに」が3.4%、「時々(不定期)」が18.1%、「自分が練習に立ち会った時のみ」が(9.6%)、「その他」が4.4%、「特に確認はしていない」が4.8%であった。事故発生の可能性があると予見ができる内容があれば、その練習は教員が立ち会える時間に行うなど、学校事故を予防する観点からは、まず、毎回の部活動前に練習内容を確認することが望ましいことは言うまでもない。この点、最も多い59.7%の教員が「毎回の部活動前」に練習内容を確認していた。一方、「時々(不定期)」、「自分が練習に立ち会った時のみ」と確認頻度が少ないと考えられる教員が、27.7%と約3割にのぼる。「特に確認はしていない」という教員も一定数存在しており、学校事故を未然に防止するという観点から、練習内容の確認方法等、各学校で見直しを図る必要があるといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 黒川雅子、いじめを原因とした損害賠償請求、学校事務、査読無、第60巻第4号 2009、36-41
- ② 黒川雅子、体操部活動中の事故における損害賠償責任、学校事務査読無、第62巻第8号、2011、43-49
- ③ 黒川雅子、学校事故裁判の量的変化の動向と校種別特徴、スクール・コンプライアンス研究第1号(日本スクール・コンプライアンス学会) 査読有、第1号、2013、78-86
- ④ 坂田仰・黒川雅子、災害共済給付、学校事故に起因する教員の刑事責任、別冊教職研修、査読無、第488号、2013、44-49

〔学会発表〕(計1件)

- ① 黒川雅子・坂田仰、学校事故の量的変化に見る動向と校種別の特徴ー災害共済給付の状況を中心としてー、日本教育制度学会、2011年11月19日、玉川大学

〔図書〕(計2件)

- ① 坂田仰、河内祥子、黒川雅子、教育開発研究所、図解・表解 教育法規 [増補改訂]、2010、242
- ② 坂田仰、黒川雅子、教育開発研究所、教育法規一問一答 第3巻学校安全・教育関連法制編、2011、286

6. 研究組織

(1)研究代表者

黒川 雅子 (MASAKO KUROKAWA)
東京女学館大学・国際教養学部・准教授
研究者番号：90339482